別表　1

勤務形態	始業時刻	終業時刻	休憩時間	所定労働時間数	備考
早番１	6時30分	15時30分	1時間	8時間00分	早番手当
早番２	7時00分	16時00分	1時間	8時間00分	準早番手当
早番３	7時30分	16時30分	1時間	8時間00分	
早番４	8時00分	17時00分	1時間	8時間00分	
早番５	8時00分	12時00分	1時間	3時間00分	
日勤１	8時30分	17時30分	1時間	8時間00分	
日勤２	8時30分	17時00分	1時間	7時間30分	
日勤３	8時30分	16時30分	1時間	7時間00分	
日勤４	9時00分	16時30分	1時間	6時間30分	
日勤５	9時00分	16時00分	1時間	6時間00分	
遅出１	9時30分	18時30分	1時間	8時間00分	
遅出４	10時00分	19時00分	1時間	8時間00分	
遅出４．５	10時30分	19時30分	1時間	8時間00分	
遅出５	11時00分	20時00分	1時間	8時間00分	準遅番手当
夜勤１	16時30分	9時30分	2時間	15時間00分	夜勤手当
夜勤２	21時30分	6時30分	1時間	8時間00分	深夜勤手当
夜勤３	22時00分	7時00分	1時間	8時間00分	深夜勤手当
Ａ半	8時30分	12時30分	0時間	4時間00分	
Ｂ半	13時30分	17時30分	0時間	4時間00分	

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

この規程は、令和７年１０月１日から施行する。

この規程は、令和８年１０月１日から施行する。